正本

新野問答 下

門外不出
弘文館藏書印
9
ワ 3
3541
2止

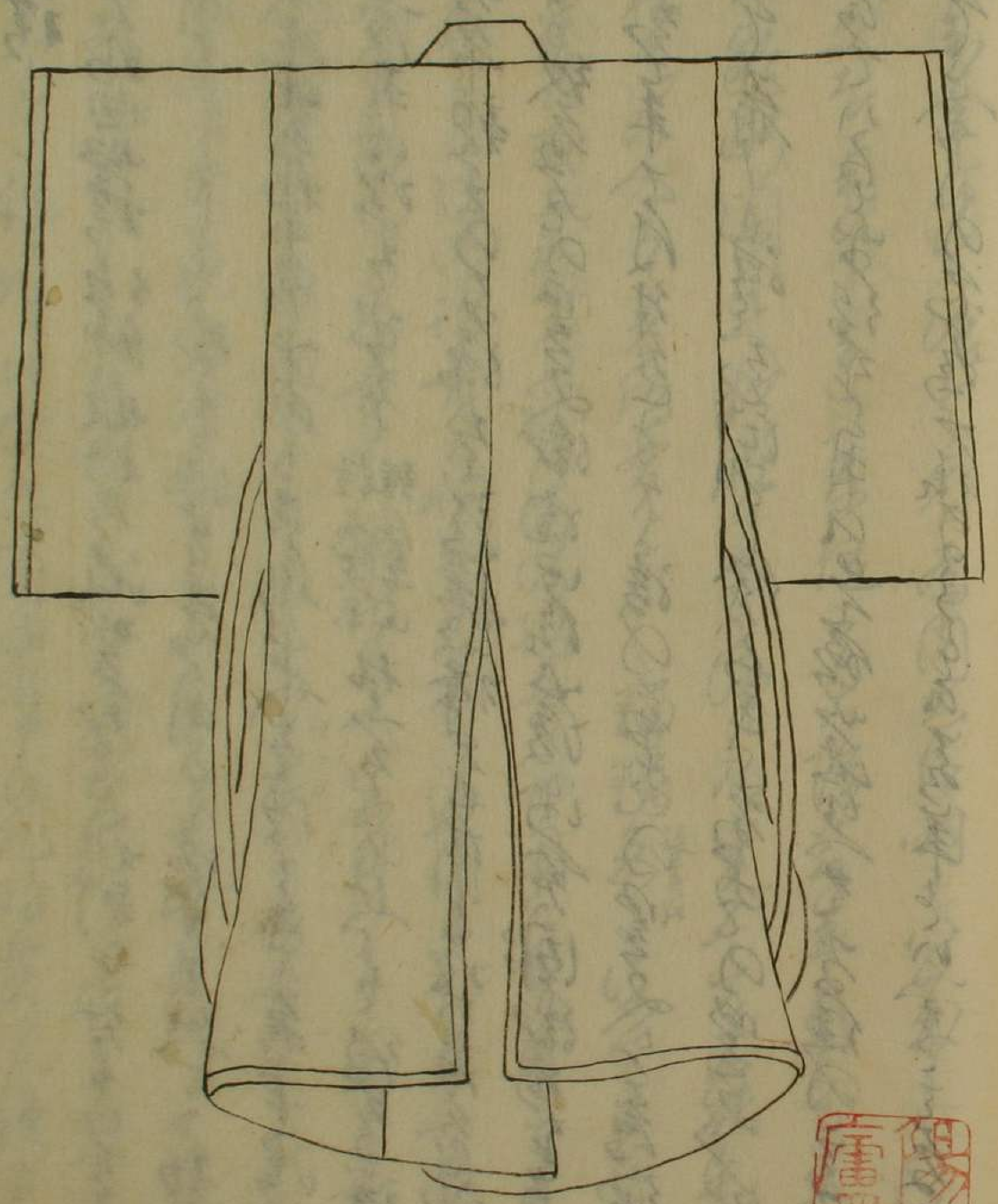

陽春廬記
保3 3541 2止

奴袴

和名抄曰奴袴佐師奴木乃波加万と和名を付申候是ハ
めくらしふぬ指貫と存候て常ハ中比より初年
の人浅黄紫等色を用らるゝ人ハ濃き紫浮文
綾抜用ひ候又半色の人ハ緑等の襷紗 経緯為紫 緯白糸ニ
四十年親王の子孫ハ紋縫襷を用ゆる指貫ハ為色也 中さきの年迄為
きやう 紋なき色の浮文織物白綾紫浅黄固織物を用ひ
及四十年過ぬ程白色とて綾の若き色の浮文を為織
深き薄し諸大臣浅織白き若き色の浮文を為
老いてハ白半緒を用ひ候若ハ無文緒の言下
まて人々の為一種の事とハ四十年とハ心得て置るゝ

用ゐ年に至てハ府為同大臣時十六歳より浅黄
固文を用ひまするハ若紫ニ成るハ隆有年用色年後ハ
年歟浅葱に人ハ指貫ニ濃紫ニ実千方不純色紫
ハ指貫の人ハ其色老とて猫猪深く 淡黄白 浅黄ニハ濃紫裏ハ
浅黄或ニ藍色襷紗の指貫にも用ひ候て其色の
人若きハ綾の指貫ハ壮年ニ及ひ老海色に老年ニ用ひて
指貫ハ若色の指貫を用ひる人ハ其月より若き九月
九月より後ハ紫色迄と申ハ表紫裏 ウラカ まて指貫を用ひて
十月廿日より其色の指貫と申ハ出来まて四月朔日より十月朔日
をも云ふときハ家々不同なる説も不一定ハ
あなかしこ緒絶ニ此色ハ前四月中比指貫とハ袴の事

めてつまんとしてふさしはくぬきは指貫と申は
是乃母衣のことく括をぬひふくらかにして
中ハ是ハ老年の用に此也とて末代迄も別段指貫
の括を是よる秘説の括を取る中は幼年の人用也指貫
取る也
嘉禎二年十月十四日重喜卿御改立畢　先例蔵人頭改所取之説如何
帥絶并二藍単指貫共皆為不相応人着之云々

下括

指貫の括を緒にて結ひ上括とし足へ入て緒を
下括とは上括にて却之を又中に而是を統ハ上括に
結ひ由みよ取る事ともさる事と申括結は

二説も當家ニ秘説ニて有之事細ニ家之用也

下襲

下括ハも上括にても着指貫時も必しもさして是襲
又は冬も夏も大臣ならすとハ此事之白襲を是は別下襲又は
若年の人まて用下襲は老人まて用白襲は冬大臣の裏
家之白襲を可用也、五節鷹狩の供奉まては指貫
を略しる事は次ニハ襲ハて可用事也此者末代の
流風有略之也されハ上括を用る時ハまて
下襲にて着する括に是は先勤後の如やまる也

半尻

童形家ハ白の布の襲して人をかきしく摘

なり色目并用時節ハ衣文帯にこまかなれハこゝに略す
御幸時御供時なときは法體并御方の摂家清華方
人もわきて時着するなり指貫ハ着せす袖ハ括を附(くゝり)
あるへき故にて出る(かて)までの事なり思ひ知るなり

狩衣

布衣と書て布衣とは異なり華の時節頃の中宿并作用して着す
狩衣の色何の布衣と称するハ元ハ紋図衣皮劉の卿及庭
[illegible]の装束ハ五(ち)文の綾なとも大方[illegible]を着し[illegible]文の綾なとハ
綾[illegible]袖下[illegible]とも布衣を用は[illegible]ハ有[illegible]
位ハ[illegible]用て色[illegible]ハ何色のまゝ用白布(に)衣をあ[illegible]
[illegible]不用紫衆[illegible]原狭の[illegible]上古[illegible]劉ハ

位襖　狩襖
襖袴　白襖
白襖袴　染色襖
素襖

老懸とて[illegible]鶏卵子を加へ[illegible]布衣を[illegible]
記布衣[illegible]を以桐洞(阿)酬對泉[illegible]布
衣[illegible](より)[illegible]
[illegible]神[illegible]
儀素の風を用て[illegible]布衣を用也
白襖狩衣　白襖布狩衣　此襖段詳注だに
延喜式大将大臣之[illegible]蔵人[illegible]襖中将ハ　濃緋襖[illegible]
浅緋襖[illegible]緑襖二府生[illegible]浅緑襖とは(襖ハ)[illegible]
上古不用着(去)[illegible](日)必用とハ今随身を[illegible]舞楽
ニ[illegible]常の闕腋(腋)の袍の袖を括とせしハ[illegible]上古の
送武とは[illegible]上古の襖は[illegible]袖ハ[illegible]也袖[illegible]

志て本衣のごとく又替すし此今の素襖と申物にて能
なく襖と申し時ハ中古以来ハ袴大頸端袖なくたゞ上下
の素襖の裁縫袴同じ就仁平元年十月廿六日春日祭
近衛使少将隆季選定ける共諸大夫人の装束
久狩襖耳袖大頸開繻二重縫合耳袖ハ端縫て襖
雅亮布衣之襖とてのりは同じ仕立様の装束ハ狩
襖と申名目也申はこれを以て別けて狩襖の始也
さるに其古人ことの外此襖と申物を以て用ふ
引ん流成因等禅閣の説にて狩襖とて繍をぬひたる
そあそ袷しなる物を申よしされど是も狩襖の一つ也
まそ何人く此ほどより繍を施したる事

又此等此を狩襖と申へきそのいはれなく此襖仁平
記にハたゞ布衣の狩襖麁精狩襖紐絹狩襖など
ありハ絹ならび狩襖出申此絹を以てする也此布の衣なる事
たゞ流成因ゆゑ説にてこれは襖中世素襖をさす
此襖と申物を添えたるものと称し胡曹抄衣の染色
此申す出襖比金襖白襖ホ衣と此裁は出襖ハ両青白の素
二藍又花色とは裁縫て出衣襖と定しそれの胡曹抄
両青ク白二素二藍なる出色とも申此にてもあるべくらん紫
襖もおなじく青黄素二藍とは是も襖の色とはへ此
安雑此袷とし全体相曹抄布裁たる衣の色同じに及て
袍襖の類にて定められたる裁縫に及ばれたる襖とて

不審なれハ答て白襟の事と申ハいかなる物にて候そ
頭にて不審なれハ申さく　審なれハ答て白襟の装束は白襟
布装束と申候へハ装束の色目の事ハ裁申は襟
なれハ襟にて装束なきハ装束にてこそあるへく候
雑色は色目は常にて有ハ襟の裁縫中略候ハより
候て添ゆるを著るとゆふは或人申候ことくなし候由
聞を襟と申へくや然し此後は其筈ニ而御襟を縫は著候て
袴襟をもしめて装束こうしのあきハ一とせ襟を
而申外此出世ニ詣は頭ゆ襟は候の一応にて三尺落候取り
三寸をあるこし此上の沙汰二年其時も右衣服等
通春日殿の奉納御補選之の白色用之出

襟節白襟見ゆるきこえて 黒繻を以て裁縫 裾襟の如くなるの頭領の
袴被を襟にて専ら色目にて白衿襟をなしてある事也
而裏表襟と申ハ此の襟を襟と著此方ハ袴著たる用ゆる也
襟を色用の時に袴の風流の候はなきを用此方襟襟
の色此本と袴ハ白紅裏葉の不濃紫の装束に襟をそめ
川中或蒲萄にて染深紅装束ハ白赤にて蝶をとえかきまつる
常装束に錦をかけて袴にて腰ぞ裁入候も衣かえ白襟
襟ハ其襟時の装束に無風流の事ニても長くなる候襟
木通常或ハ大紋の紫襟中将近衛襟中将浅緋襟なる
其は色襟と称は白襟ハ紅ゆ白紅衣裁ニ白麻候襟
白麦地黒又織図襟此紋三紋纐纈襟絹襟纓纏襟此時

表への色ハ襖ニハ紫金襴 指貫ニハ表青黄裏
二藍なるを紫金色と申也 推量ニハ件色の襖もあるへくハや

小忌

小忌とは高倉ニハ諸司ニ小忌を申也 中ニ二幅左右各一
幅なり 上四幅を以摺ニて 小忌衣ニ小忌袍の下ニ着也 中ニハ
小忌袍とて白布闕腋ニハ
文ハ金泥ニ絵書 小忌形ハ水文竹草梅松葵雉 小鳥亀鶴
金銀泥方文菊蝶草基方文松鶴 六位蔵人ハ梅雉一
尺四寸幅縫腋 此布裁法之小字 古ハ鳥菊草常着打衣ハ日蔭
袴以大二十二位常ニ二筋 五位以下は赤紐之 也
四幅縫腋袍 布摺文相対鳳凰文 時ハ不定二藍半臂

五節ノ従文様欄ハ長文甲 其上ハ青摺紫草半臂 五節摺
袴平絹黄色なる糸緒紫蓮葉菱乃色摺なり 縫ひカリノ紐
青白二筋 或錦 織物ニ唐衣ニ 件縫ニ袴ハ 緒 常ニ縫
縁摺ニアリ
袴ハなりハカリ紐二筋 或二筋 或赤紐 緒あつて 摺 濃色 紅白
半臂ハ五節同上打衣紅浅色 唐衣袍なれは 小忌衣細長
打衣或白絹ニ紅練色ニ赤紐ニて 青摺るて 唐衣ニ左肩
小忌衣ハ五位人ハ唐衣五寸許 縫腋祭 小忌衣四幅布袍
上ニ新 縫小忌ニ 赤紐ヲ 常ニ二寸ニカワ 濃チ 赤紐ニ押して 一方ニ張
糸左右各四筋二十ナリ 縫之紅紐 或白糸 紐ニ結 赤紐
紅紐又青一心葵梅枝楊柳枝金泥糸結付五節紐
右ノカタニ結ひて 前ニ二筋 後ニ一筋

武同様回赤紐左付テ後ハ表ヨリ内ヘ入テ又紐ノ端三ツ
トヒヘトフ
赤紐ハ左右説[illegible]有[illegible]大嘗新嘗[illegible]付右[illegible]祖[illegible]也
青摺縫紐之事
勝様同襟腋も同[illegible]布ニテ形ホノ上ヲ叩テ布ヲ両ヘ上ヘテ押
付テ履物[illegible]後形ノ上ニ山藍ヲ[illegible]取集テ摺テ
木テ[illegible]根ヲ摺紐ヲ摺テ[illegible]山藍[illegible]
葉同[illegible]志[illegible]頸[illegible]蝶[illegible]後[illegible]五[illegible]成
浄衣
全[illegible]布衣[illegible]浄衣の[illegible]
[illegible]布[illegible]神[illegible]天[illegible]御社[illegible]

の時[illegible]御[illegible]裁縫の[illegible]八[illegible]
[illegible]浄衣の時[illegible]用[illegible]
[illegible]
[illegible]
永[illegible]上[illegible]千ハ迷ニ[illegible]上ハ布衣の[illegible]後の[illegible]
[illegible]
[illegible]
紐[illegible]左の紐ハ頸[illegible]の[illegible]
[illegible]
[illegible]
帰ヘ[illegible]千の[illegible]ハ同様回[illegible]

あやうき廣さもろさの事なくなり但二ツ斗綺さるまもある
ろうきに不同なの水干なりうハ三四斗もひろしといふ一条家
松田殿にて古例なの時を用ゆ尤用ニて陽明家にて後大
臣又前途のしるしも長緒を裏紫前用ゆハ尤不審なり
葛袴ハ葛布袴ニて建仁元久中後鳥羽院御幸
供奉ニ被用水干葛袴なりと明月記ニ見ゆ多くハ紺葛袴ニ
白葛袴もあり常のとハ白唐綾ニて縫ひ繍らる水干に見ゆ玉葉
以て水干ともなりハ甚しき儀ぞにても見えしと葉聊中試ニ
此袴ハ狩袴の様にて菊閉ニ織るにて千ニ字水涯の紋をぬひ
此ハ川岸遊びなどとて中ひくうより此を出来事と存ス此袴
周淵鞠の条ニ見ゆ明月記にある鞠の装束とて飛鳥井

難波両家用ゆれと其余ニ葛袴枯黄ニて水干
より古来より近ころの事夏枝の類ニ丈
家相ニて挿出したる袴ニて飛鳥井家蹴鞠と付
例也私制法雖ニ被蒙なる水干ハ飛鳥蹴鞠袴の
様ハ水干の古かりの古来が中務の
ハ絶ぬこと古ニ賞許ニ

長緒

此長は世俗未だニ言て穂ゆ
事少長緒ニ結の名也長緒の水干と
中
ハ

三経錦を緯に平絹細絹羅絹なとをすへて皆織物三経
綾羅穀平絹は庭訓の往来にては長絹と申一経
あるひとはふ今も平絹ハ分織絹の上品なるハ細絹
上品なるハ羅絹と号は是絹の品にて失ひて其物
今の世にも絹とも不織にてあさらき年絹と称ス
絹布のうちにて古法而依る絹衣ぬの其経れ織なりて
此外に絹る不知さる長絹なる品絹木などに在る絹
物衣有紀也絹物衣不名の旧紀無度の外なるなり

遊苗　羅遊苗

中古記台記山槐記有冠衣冬の衣は保元四年法錦の遊苗
外に外不及沒年の後数三年四月廿日山槐記列

凌大雪自中山至堂京敘錦馬寺於義曽居坡遊石
上野羅紫雅雄紅 折烏帽子着遊苗 布衣行縢騎馬 侍者大路寺衣服人十人余人
上着行衣枝堂に於て為持て狩衣野になる年十月十日
明月記曰大路着遊苗参陣将早ゝあゐて狩にも山
此遊苗ハ便能くて是は山狩の衣を衣絹の遊苗
ある年来玄とこあの条萬恍事ゝは遊苗とハ我縫を
羅遊苗と申も別物又ハあらしも上章の遊苗の上羅を着
うしろハ何にまいりに也遊苗のたにより旧の衣の比は比さ
玄ある事く此の世の衣の章の遊苗まるて大帷子く
ことし玄に布を比ゝくのやうに八章の遊苗其形袴するへくは
狩衣肩汗衫帷ハ分織のことく帯は大口の刺闘狩袴なとハ

其制ハ何ニ出ルといふ事見えず唐ニも其外何家記録ニも家
ニも見えず古人の申伝へ中古ハ蒲團ニ用ヒ候
衣裳ハ袿キてこれの如くニて衣裳ハ綾織の袿にて袿
のやうなる衣ニて綾衣ト申ス間及候ニもの也
記録ニても見えず只今の宮家ニ於ても好む所ニ所謂
用ル衣裳何也等ニ候ニ一向見え候ハす候

袿　大袿　小袿

袿ノ字ハ和名抄ニ袿ノ字見え候ニ衣裳ニハ袿ノ字
西宮記ニ和名抄載袿字即字皆袿と訓ず字ハ袿とも
ハ大袿とも對小袿ハ世ニ大小ありてハ但小袿ハ婦人
大袿ニ有

ニ家ノ家業装束抄ニ曰衣ハ祖トモ称ス但当家秘ニ
衣帯ニトナトニ三重ニ用ルハ緒ヲ肩タケトヒトシキナナリ以外袿衣袖
袖衣の如ク用ルハ莫大ナルもの也大略ニ候装束色ハ生ニ七用之蘇芳
蘇芳萌黄紫紅梅其外花わゝ紫々用紫苑等ニ人ニ用ユ
白色長年ニ人用ル也紫緑ニリサハリ裏蘇芳色同色
サヤトトニ如此等中年ニ年ニ後人ハ白色ニ用ル張
後世ニ入業萌黄装束等ニ人ニ
袈裟文ハ文ニ人見え袈裟ハ装束ニ所用ニ候
其後所織装束ニ人ニ織装束等
衣ニ用ル紫色細に及び古紙ニ有
衣色ニ同じく所所ニ家家抄

衣とハ今の国ハ表を裏もつゞきたるにて此事より中頃ハとゝしハ
早き袿衣の表ハ地紋ある綾也袿此等の絵ハ関白春日詣
紫宸殿にて兼元年十二月十七日水尾院の御衣御前之御霊
織物の奴袴紅の袿御袴紋物なりき出衣の裏にハ蘇芳
袖と同じ物なれどもしこれらハ萌黄の薄色なる表にハ
袿とも呼ぶ頃ハ腰なきを左右の衣なとくもちたる穀紗
此維今早衣袖まて腰なきを五衣と云ふ袿也中重にかさね
はきたるを云ふきるゝのものまで袿を着たりけるをと称し袴名曰婦
人上覆曰袿之下垂も上広下狭如刀圭然也この故に蝿をも紀
を斜にそぎしはもて刀圭の形にしたるなり刀圭ハ本草云
十分方寸匕之一準如梧桐子大也

刀圭おさしのようにて此ふとい形ちをいへり秘刀圭の形と
上中略も其こと婦人の服をいひしも男子の装束にも
蒙練も此女房の衣装ハ小袿と云ふにて我朝の物也
小袿ハ俗に曰衣のようなるを上に衣のやうなる
うちきに表着のようなる小袿をもつて襠を着るなるべき
小袖のうへに中倍表着也是等ゝ着るハおもてとこの
其物久安六年正月十九日女御入内の時の記曰着紫
衣蘇芳の表着ハ紫の青単衣蘇芳織物の重衣濃打
衣蘇芳の織物五重の表衣白地裳濃袴と入内夜の大
后承に猶ハ紫ハ表小袿赤色の唐衣同嫁の二年御翳に
使其献御衣紅打衣並紅末衣表着萌葱小袿

東宮衣地ニ摺染ニて此紋之有似ニ至る小袿也なる
云綾綺侍白綾太后錦回着唐衣不着小袿長袿云
唐衣裳之遊今織此云安末御覧之唯絶而既不絶而忘
時不用小袿歟乃今日不着小袿釋名曰婦人被之小袿
事ニは小袿之婦人外ニ用ニて大袿男女通用也

素綾襴

無紐注綾縫は素綾襴とて五色ニ染紋此字未思
八重角存は衣裳徒の紋を生取りし上注素綾襴とさる
かたん上の唐綾の遠式と称は唐綾ニ勤して卯歳国
を素綾と称し此ニ縫御衣同しと云存人

紫霞

紹縮綾と申て紗綾の如き絹の中に縮の紋を織申は紹ニは
紫と申ハ本紙を織る紋をも縫いるを申は紫中紋
様の如文を織て三つ綾を綾織とを綾紋は申は異
平絹ニ紋を縫して我一重同用るは紀家ハ菱を織しるを
用申は　天子申は甲様ある也て様文なきを不用は
紫用素綾は紹縮綾ハうき織に文をと紫文の紫霞
まで紋ろんは紹綾二重八月ある紫お申る有紋旗及霰紀
紫文素綾を申

紋形

菱のことくにてきめて紫用なるを紋形と申は今ま
韋人の下毛ですては工を紋をも申て花の数とを

菖蒲ノ織ナリ 此名ハ久安四年八月廿四日 台記后宮臺?
二位中納言の二藍唐織物濃?綾?赤?色也

二藍

赤色と青花と交て染る也 其赤き方多く用るは浅
宮若年の人ハあかき方を多く加へて色濃く染也 年の
行まゝに赤ミうすく赤き花を減し也 漸年齢闌る人ハ
赤色をとゞめて青花ばかりにて染る也 老年の人ハ青き
花ともいふ也 をと?ひける白?縹?なとく染る也

紺膿

黒みある色と讀也 常にはこんといふとも也 其事ハ思?染?
よく也 其衣の色を此色ハ喪服等 ? 衣を纏?と
也

黄緑

山藍色より雄黄勝て見ゆる也

鴫羽 赤黄勒色也

練 練貫

練緯の練りたるを練と称し 不練ハ生(スヽシ)と称 練貫ハ生の糸
経として練る糸を緯として織る 絹を練りたる好き
と称して十七世紀比以上此紬を出常ニ用也 絲
貫と申き たく見ゆる物の数多くして ハかり中歳と称也

玉常有文巡方 又文九錦

本草綱目 緯名玉 霜玉 真玉數也 須?玉乃石之美者也
寶石之 玉雄弁也 ? 蒔絵の玉常色也

此もの甚実のことおもハれ候へ共秘なしたるに至て猶筆に付源
鍛冶横目府行重正宗の常身にも申され候へとも実の
至と申べき程とも候中にハきこ常にこへてふかしハまた常とハ名を
行ひ名ある物の程に此者人も極くる物の目利をすこしくもとへ候へく
先業の何ハ見へ常には横目府の常と付候て本草ノ集解に
所載の如千関蹴勤潔白如猪膏ハ是を延極めてよき中
またもし業とこといふハ奇なるまて能くき事く見え光沢は
すくる物の形いつくとも彫物も美術の細工とそへハきく何
とも云る先をも能ハ見え候て美の事まてハよろしと存ル
如此横宮寺なとハ出来吉岡白の常にて出来ル神宝に申も
全体外ハ不常にハ是を蓮事の趣を欲光沢ありて志ル

きるもそこへ入るありあら候といへとも今ハよくもあるは出会候
当宮なとにはこの御言をも先実のほとよくあるさまよし 其説は
若浅深秘伝曰又常にハ秘密候を通常秘説之古常中秘
実ハ又古人不知秘説欲実是打合せて聞声と御言也
石声有甚声と之御言其猶焼声切り玉ハ易破宝至宋
焼火不破是秘蔵説之但本草集解叩之鳴者為真
也といふとき候ハ浅深秘伝をなと実にいふハいへとも
誰も人の用はくらさし出し候ものあるを用ハそ形勢
方にあるをも秘巡方者天子所御人臣宜用之儀
至巡方之文人臣用之様臣文常節なる行事参議
以上常勝叡慮細叡時用之文々丸鞆者一条家以明文巡

方丸鞆通用之例也此節今行幸時ニ使ふて供御具装
束帯ニハ子細有て文巡方とは丸鞆とて二ツ形斗ニ而同じ数
ニ而今除か其は云文丸鞆を尋常ニ不用て帯前後ニ鉸
時必用は玉帯文事鬼形獅子形唐花其外ニ且り腰帯
皆有鬼形とかく今も羅縫の絵する彫刻ふかくは無之実
の鬼形ハ古物をよふん是へよくしとあるとも雖中は玉帯を石
帯と申かくはじめ瑪瑙ハ石帯ニてはへるそうして石帯
と申習ふる也と存候物之類ニてもの玉帯ハ大切なる故紀
伊國白石を用帯事 延喜式ニ見えて之は多くハ
石帯とて申也歟
瑪瑙帯

本草曰釋名文石摩羅迦隷此言双當為器曰赤爛紅色
似馬之脳故名時珍曰按增韻云玉属也文理交錯有似馬
脳因以名之根本馬脳の帯と申ハ巡方丸鞆ともに十具ふのき也
ふる也見同紀は上古夏綱より新渡ては瑪瑙人尊帯に用る
舞人も必用之は瑪瑙も丸鞆ともに通は其具長治二年
四月廿二日為隆記は紺巡方瑪瑙帯は一筋ありてはさわ掠取
田表代瑪瑙ニて法成寺宝蔵納ありて中見え玉帯文
治二年二月廿日殿記曰今日始開法成寺宝蔵取出帯第
之石使敷用左京権大夫光綱持帯箱置墨江補之合
之稱玉者有瑪瑙帯中巡方馬脳ある一筋世間不有る瑪瑙帯丸
鞆也此外其巡方玉ニ思不見如此ニ云文西洞院亞親町也

夜光（十貝カ）ニて中華累代伝来之由然様は使ふ常ならハしき物
ニて夜光貝とも申也さて逆方まし里中也今之其夜光の十貝ニて
ハ有るる家存は浚渡の瑠璃物なくして逆方も丸鞘ものま
あわは絶逆方ハ逆方丸鞘ハ丸鞘とも云ふる事は皆逆方
丸鞘伝来る通用常まて也其根本の瑠璃まて八九々
は浚ぬるて滅却して年久しくなりて逆一筋の逆方も絶失は欲
いはくまあまりとも承及は十々丸鞘もあれ共は欲そろ
ひて実よさもあるへきとも云は神の為物の丸鞘もあれ
よひくさる事は一条家より保元二年内宴には法性寺
関白忠通も絶る物常と申ならひよしみて中ハ又関白基実
物又為物常逆方曲水宴野行幸関白用ては其て被法

佛る一筋の逆方瑠璃まて也さん室より失せて了りぬる之物
てもあまり申さるのには

瑠璃笄　金精（青）玉

録抄青瑠璃を事ミまると称する事あれ共は本草回釈名曰
玻璃ともは時珍曰蔵明本赤白以下也千種は其中青緑縹紺
の四種貴へ中は隋抄云青瑠璃也年商人搗来之銀無数
三品験に之瑠璃絶何そ染（木）て用るも云用不分明る経頼卿記
次将節会用て由蒔ことは世ル之緑ハ分明物は

斑犀笄

本草釈名兕ノ角には郭璞ノ注似水牛とは今所用之斑犀
ハ大既ニ水牛には昔よりは水牛を用ゐるはや時珍もまた牛角と

此義は黒犀生犀之入用て巡方の銘あるは黒犀用候由ニ御
玉帯とは何は本草集解曰文理膩ハ細斑白分明俗謂之斑
犀とはいふ然りとも名称多く黒犀通天犀通天粕犀ホ名
目録記には東園大納言基量卿説ニ斑犀の色は鶴羽
の色にも似黒犀の斑色は如此ニ付て又此石之生斑ハき
なる者也説うけられたるのよしやはき淀亜桐餅存其帯
の斑犀の質を以て推量の説ニは説文ニ云ふくして雑厭
說は生中は為存ハ通天犀とや時八本草許綱目穀鶏犀犯
文犀絶品者有百物之形るとなんやは淀紀黒犀犀ハ
あつし馬の象図紛ニ犀角ノえ乙現出て鶏象亦現を
るまて所なきは不称は時より摘象異代ニ至寶珍図とあ

雑中は黒中淡きさゑ生ふゑる所説の通を推量ニ中は入たれ
くろくまめりはなりと云へしくは烏犀とてくろき斗用ひる
常は是ハ三位の人用ひる也

隠紋

隠紋とて是ハ人にて用ひ候る也是は其巡方の金物彫を
うちなるハ各別なれと是全体ハ前後ニは隠紋なれとも背
前後裾細にてハ此無きさ隠紋代とや申はき人ホ代まては蒔絵を
と稀何紋とや申はも先日申出候へく其餘しく存候
元禄三年正月新宮槐記（野宮左府 定縄ニ之記）曰此は隠紋トテ仕舞所
彫透りたる石延石衡責の石長是ハ此は隠紋延如は隠経
て強非異様物は常紋の内て仕舞所此世隠之玉石十トシタ

ルヽ多く又〻は其の飾剱さるのこと違ひある所々は公家の人
とも梨子地蒔絵の拵と云ふ當時は梨子地蒔絵剱ハ誰今ハ常ニ
あるは猶も打侍て用ひたるを旧記ニは見及さる處ニは多く
浅深秘抄并裏書ニ梨子地のこと見えず此所は梨子地蒔絵
剱も有る由に見て存は様のことは飾剱代とも申候も其所は兼元
年三月朔日玉葉日飾剱代之螺細以金総紫檀
地上卷等に見物ハ有柄瑠璃の寶石殊勝物之

細剱

螺細剱蒔絵皆細太刀ニは此名目ナ入ル儀刀を用ひ新に其名
剱ハ不有る事にて作りたる事にて

野劔

猶字接て此段を于韻をとりしは至此段を細をとりあまいへしと

足ハ生〻剱ニは蒔絵螺鈿剱螺細螺鈿剱蒔絵螺鈿剱野劔三つの
外ニ又ニは蒔絵螺鈿の當世出来の時事ニ入る儀ニハ
人々之持一条家物日蒔絵螺鈿草帯等の大将衣冠并
御幸供奉之時用て可流此例之大納言衣冠も細剱螺
剱ニて見兼久三年二月玉葉文長者之後春日詣衣冠
之時此蒔絵螺鈿為代之御見ゆ資長卿二年二月因決
記蒔絵日過殊法様外来絵之ホ常人会持之東常也仕候卒生随
候て時多用此剱之或者公卿ニ宮信之人常ニ会持て
或自公為之不行幸之人時ニ蒔絵螺細螺剱本所次
持ち幸之時用て公代次持此持或用蒔絵螺剱と称を
次之めてしてしは何此出名はまつし草緒剱と称し此草緒

夏蔭抄遺筵院紫東
抄ニハ平鞘剱ヲ別ニ一
物トセラレタリ此ニ云
一條家抄ハ桃花蘂葉
要をいふなり一條禅
閣ハ東山左府の為に書
蒔絵野剱て平緒剱
或毛抜形剱和平緒
剱とは由記さ
れたるにて云其の名まゝ
彼抄をまつべし

平緒深き紫の用意にしてあるは唐草緒也紫に
毛抜形剱とて中には真の剱にはあらず目貫をもてしらかね
又目貫を毛抜形を打て手に握りし所は柄に橘也
は蒔絵獅子或獅子並蒔絵海浦など海松
目貫文を書ける柄は銀の鍔柄也文
儀剱とて中には六府官人用ては緒を六府官人
用ては唐剱の様には一条家抄の野剱は平緒を別の緒
の緒を志るさまじはあやまりなり

螺鈿剱　赤地螺鈿剱　蒔絵螺鈿剱　樋螺鈿剱

螺鈿とても中は紫には必赤地螺鈿には中紫檀紫檀地螺鈿には
下官携紫檀地鸚鵡（鶴）螺鈿剱也とある入也ては螺鈿貝也

鈿て金華鏡と定は貝は青貝にて鈿は金貝にて文沢
地は蒔絵円家剱白泥絵盧橘御剱事 文殿 実金 紫（葉）は瑠璃 花銀
瓦螺鈿剱文は鶴鷂孔雀鶯蒔絵は蒔絵螺鈿は一条家
抄に遠不行幸也郷帯して文緒賀之時也用て
花は行幸に用ては云大臣は蒔も用ては文は
螺鈿目花をはそれは沃懸地まで移と金泥と見ゆ文金銭まし
へて

樋螺鈿剱は握りの所の樋に赤地樋にして蹲踞
隠りて御遊條御泥の白所為に径律用樋螺鈿剱
樋高蒔蓋螺樋蒔絵
りは廣蓋に入道相常螺剱
樋螺鈿は通用物にて人と関にて

黒樋剱

同御日記嘉禎元年十二月十九日御仏名次第云諸司京極大殿
帯紫檀地樋剣件剣銀細極上下渡之中黒地蒔絵
雲文上下沃懸地之樋寄上方之所古人不執
蒔絵剣柄螺鈿之此剣尤珍重伝在京北也云々

銀樋剣

安元二年三月六日法住寺殿御賀 玉紫同年刻蒔赤帯 打下襲堅文
表袴沃懸地銀樋螺鈿紫緂平緒

金樋剣

同上関白堅文織物柳下重打表 堅文表袴沃懸地金地樋
螺鈿紫緂平緒

金樋蒔絵螺鈿剣

治承元年十二月十七日蓮華王院供養 玉紫同蛮絵帯文同紫帯金
樋蒔絵螺鈿剣紺地平緒

水精樋剣

文治三年正月三日源時宗玉紫同紫帯標地水精極金地剣
件極底以緑青透波形以金魚形作之

金銀樋剣

保元三年正月十日朝覲行幸 人車記云新大納言右大臣殿御紫
紫帯水精柄沃懸地孔雀螺鈿金銀極御剣桜花紫緂
鞘の裏表を一方ハ沃懸地紫檀にとまて一方ハ分けて作る也
ちやうどハ一方ハ金極一方ハ銀極にて入て風流に作りたる
剣にハ年号極にハ此ハ金にて銀にて水精にても蒔絵に作る

本紙をのこして中央に頂おきをうちてるきを用ゆハ
時分に従ひへりよう髪将を極める

蒔絵叙

勸戒んめりと潤しいを従縁紀とやめに上了に於ての文銭
結くまゝ等常出仕用ゆる仁宗元年二月廿二日待従
隆本従賀台紀回慶賀勿鶴通天常九齢鶯鶴煙細叙
蒔絵孔雀ゝ宋緒葉後已上禅閣勝鶴兼安五年五月廿四日
待従ゆ従通従賀安紫回蒔絵叙御堂御叙蒔絵草壽永元年十二月
廿日中将ゆ経従賀安紫回中将蒔絵常色同七年草手
蒔絵叙大殿御笏ゟ脳常冥原親王海浦白蒔絵叙
尤勝於也

葦手

奇の意を蒔絵して縁のあしらくに分けて字を入れてらりえは
花ゟ余情回わしての色葉ハ茎色の葉の中に文字のくえ
多石ゟうちと形よもうきゝる作て中宮和尚のさゝの紫りきと
云文字の祚を勝れ葉茅に作るうたてき返下宮本待葦手
白蒔絵先に入見えたる

沃懸地

蒔絵叙に勝れたる従中に通ゟ統に継文検非違使大尚用
ゆる也文沃懸地の縁ゟえくに作て遠文の蒔絵をも用也
りん勝分ゆ也文沃懸地ハ雅従の叙と存ゟ

金作叙

黄金作ハ如此必黄金ニ不及候猶ハ黄金作ハ様可有之歟
此等諸之飾劔ナトハ常二の事不審ハ晴ラすの如きれ中
納言ハ今のやきにり如きを用ハ東山左府賓興記ニ金作劔
大臣以上用之銀作ハ納言以下用之中ニ世説一定の説トハ
不審ニ勅延喜式ニ延喜中ニ為劔装束乃ち處ニ未作ヒ
金作蒔絵出東山左府之説式云無之を世説ヲ不審ニ存
諸之説弾正式ニも純金金銀及白鑞鍍為五位以上諸用
之飾ニ於ハ錺金銀大臣小納言無差別以金銀之を別
彫刻あるにより此劔金具皆用金也

平塵劔

長和二年二月十日小右記曰大臣蒔絵平塵劔世之文帝劔一案

家経曰蒔絵劔号ニ平塵劔今按古人蒔絵劔ハ沃懸地
ふんぬりまて此へ云あしふんすと云て金銀粉ニ而蒔に
蒔ニ平塵の名有之事歟

蒔塵劔

螺鈿劔ハ貞信公二年後忠仁公記曰（浚押螺鈿劔　公忠公記）心喪服封袍

大口帯織当ニ麝香以上如法劔（沃懸地）巾金（浅黄或ハ柳桜平緒）半臂同

上表袴面紗ニ草白帷同上是ハ平文沃懸地（のちもくとふんを為ス　謂之）

黒漆劔

為用ハ黒漆劔ニハ延喜弾正式曰凡画餝劔五位以上聴之ハ
以五位以上者蒔絵劔ハかりそめにも不用中ハ黒漆劔ハ六位
以下劔ニ候綠閣中納以上用之凶事一撤一之諸此為止舒

長秋記元永三年
□月十六日條云鳥
頸釵銀作然鳥頸切
螺鈿無目貫ニ斑
糸尻鞘入とら野
宮家の清本ハ此
年を天永四年と
記すさしやう衍二
年八月花園左府
如本ハ諸ゆ後父公
多りかりとあつけれ
て此事ハ長承三年頃

此證ハさしいてあまなる事とあるへし

鳥頸釵

鳥頸釵所帯之釵ニ用銀作りにて螺鈿釵の柄頭を鶏鬠
の頸形に造りて付るにて斑糸の尻鞘を合せて天永四年
帥時記に今八世の小児の不詳従ニ云は蒔る
人形の釵も柄頭を鳥頸にする故の形ニ似たり

尻鞘

虎豹或鹿の皮毛をも表にして釵の鞘をつけ中に令従て
引こを中の帥にかくるは鞘を保をて続は尻鞘
のうしろの宝革に同じて中に似たり尻鞘以常取
人用る白ある宮釵列五位次将釵ハ尻鞘に

然釵用黒漆釵ハ色常ニ云るを以て区別ともなる故ニ
凡四位ハ依恩ニ浅深情ハ厚薄ニ依テ恩深浅ハ
情厚ヲ以テ厚遇人到る等諸侯ハ情けさく至重ハ切出常
釵ハ性情之附或用落慶或用黒漆用蒔絵慶ハ情落慈
安元二年建春門院御月輪禅閤兼実公用黒漆銀作藍
草釵保元二年参議信範ノ記相國忠雅公黒漆金銅
白革釵用之且梅金物蒔箱国経同黒漆釵又有
浅深廿四日頃凡山裏ニ義の中るさるまハさハとく情はまり
まへれる花の花図ならハいかてかとも蔵へへう之情を厚る
ハ依恩ニ浅深雅ニ長月君御蔵ニ情を至擬
を随筆百年云仍赴不て其云位以黒漆釵為常

竹豹

臨時祭舞人ハ此用此尻鞘は竹豹とは穂竹之豹也此対州
豹称非豹以欸詳ニ註馬具右筆ヶ條ニ出也

麻皮

春日祭近衛使路頭之間前駈由敷物麻皮ニ尻鞘由
見之宜く家之抄也

斑猪

仁平元年十二月十五日春日祭語従紫宸台記曰猪皮尻鞘
久季中云須用斑猪雑淡或用猪

斑猪とはまだらなる猪をいふなり
此は猪子の毛の筋のせんくまくいふ

ことに用此皮也歟

綺尻鞘

左近府随身用之春日祭舞人或用之左近衛ハ豹ノ皮
画縅文也右近ハ虎文也皆黄之綺尻鞘ハ実不用豹虎皮
猶まて尻鞘を飾のたハ豹毛繊ゑをまきこまとて画縅矣
形ハ虎毛同前也摂る皮毛のよて彩色ハ施さくハ也治
兼仲二年十月晦日玉葉曰尻鞘敷 虎皮文彩之

其の字須名書して別に之係する物のたのつの毎度以記之例
二而籍之也

建暦元年十月廿一日或記曰淀尻鞘敷縅文地ハ虎文色
取之将上縅文也不可无也或下字淀尻鞘以画縅得虎形
之名由旧説也緯宗やは是右衛府生於是也此説
出所兼度は様勘ける綺洛来光厚之度也

細尾鞘

此者中山除時無使者御使路所用ニ此尾鞘ハ元ハ用字
鞘劔之所之對節少之細劔の尾鞘ニて此事任其外者目
不見者中山出来之紀録ニ無之間ハ

紫緒平緒

緒平字断字ニ是入くは音を假借して以後緒の字を用
此是ハ四紀の常ニ而為にて異名ある歟由ニ取之字る
青緒平標断半ニ而歟此義安ニ青緒併下ハ紫緒
と申山とて白き紫村濃ニ之と内也ニ而此如緒字ハ紫地平緒も
此ハ此乙一条大納言此平緒繍多用黄鳳ハ紋黄地繍鳳凰
此勝村田札在尾長ニ有尾花平雪花繍ニ有リ之ハ

何様ニも黄地ハ紫地にも白き之にも無之あらば解清其袍
折年済加へ出用此平緒此細劔紫地紫草ニ而

青緒

緒の字織用上青緒ハ称標所同様ニ而元ハ平緒ハ不言の
色ニ志たるひて用ひ其ニ之を此平緒ハ通用ならんと存候
故ハ青白紫地実ニ而故ニ而実ハ青緒ニ而其上青緒ハ
黄地至今用其緒此平緒其青白為紫地ニ而故標花色
之緒ニ而用此花緒ハ少緒時路称棟緒ニ而青月用遊ニ[illegible]
着此平緒倒看ニ而四紀為之称棟所之為ニ而青月不ニ称標
ニ称青緒ニ而勝村ニも青緒或称棟端ニ而窮餉家袋
来村田衣笠常ニ云標花開路出青月沖着之ニ之而其細ハ

不嫌時節は標緒は青緒紫緒欤貞丈云此青緒
を為紫白紺之説なる云青緒紫緒相定此等
程之審蒲右兵衛云之為皆為緒相定之掲貝紫緒抄曰
青緒緋緒紺緒同之也之和名也之緒之名目抄標
緒紺緒訓ミヤハシタンタント付標緒紺緒ニチヨダレト訓しは標
標之字訓皆あまりと称す今用中は定まりなきのなれは詳悦
和名抄標字和名阿布豆と云なれと名目抄あやまれは
やくん実趣公の自筆の写しハあるまじくは名目抄標字
ヲ檀の字とは改へくは欤

檀緒

黄緒紺緒とは諸抄秘用之由とは檀ハたてしまらとて記紫之

紺あまりより用之と存は仍鋪草紺緒紫貞標紫黄菊
赤紫等不用之定は欤叙紫紫ハ檀草とは

帽緒

紫字之定れ中は紺紺緒ハ無用にて書様と存は

標緒

不細短青緒之障とは手緒の紺緒の通ひとは唯今緋緒
の手圓多く為とは緋と白の紛とは足を見て標紛手緒
之紺緒は

弓

蒔緒は筏欤名列又不生雑或褶貝此條抄諸本褶
貝ハ螺鈿とは称字弓頭とは銀堺捲と称る弓れらう訓

まとたるをまてたるハ金物をかけたり見ゆるよし
溜塗とハ或金銀付の類にて或ハ蒔絵をもいふとある也
鬼白鞍秘訓抄にハ出雲或ハ出陣にも中略字ハ塗書把
中と注にハ和州とうふにハ平家物語菊丸白志けとり
のうちとうふハのかたをいふ鞍ひろさ一寸ほとりに切てひ
らきまきたることハ外のひろ筆のたてまし
ハ見しこまし出雲様のうちにハ南都（高祖紋）紙或梅紋青貝
根本用ひしより蒔絵平く四形出来たるとて
平胡籙　木地螺鈿　蒔絵螺鈿　蒔絵　木地
紫檀地なんにハ蒔絵梧桐紋絵にハ一筆書にてにハ
末鞍多し又九条家伝来鞍紫檀地螺鈿鉄錺唐草孔

蓮華絵にハ出陵平緒梅段不推指之曳にハ此家一条家にて有之にハ
以出雲之年不官造ニ胡籙にハ之時從殿下常造蒔絵
螺鈿にハ通用ひ可有之ニ之出来にハ出来紅地白木地之蒔
絵之類にて又柳て出雲之曳出来にハ金用鳳凰之唐絵にハ
蒔絵鞍ハ木地蒔絵之付湖参議故物不用之曳之ん牌揃にハ
表常
九鞍の絵にハ藤花青貝之丸にハ此家常着にハ藤花青
鞍之にハ是ハ胡籙我不動之めくに何中にハ前之引出て御
御（斤）鞍有絵之にハ御鞍ハ本のつかいて前に斤鞍ハ今ハ之にハ等
花菊之数のまとひ又鞍ニ海とひてひき海とてにハ皮
鞍ハ先多ば様之金銅の縁を付けて引通し之やうに設

至りて箙も三所ハ二ヶ所樋形の様に成りまゐらせ候は此後
平胡箙此定にはなく平持ち箙出来たる入候ては

壺胡箙

是も平箙と等て胡籙にて御座候と思ひの意にも
此なんと前後の様に在て壺胡籙の准拠
まて事て足り候

糒胡籙

此名ハ分明に精糒の射る用にて箙は糒胡籙有用箇説
今按箇条には遂戦に以軽て胡籙を便とするまて
もなるべし又従用様子儀ある記者のに法有子細を
篠平の意まて法よろしからずと云ふの足平なん

箙の類まてもあるべくや

筈　水精筈　角筈　金銅上筈

筈は黒漆同じてきはかんよろしきもよし勝物には樺ハ羽根残には
又用紙を用は水精筈金銀銭ハ日晴の儀也下官不持
羽牛角之筈鉄銭には足又勝物不引用中院大理御答
物に説には上差に鉄にも鏑も案なる用にも相よし筈も
その一条敬物よろしくは表着のことくおほえ吉記にハ上差とは

靴　半靴

此名随下官不持之名也入候て御衣冠図半靴説
注反は長和四年九月十二日右記曰資平来云々右相
国着之信損候借行騰半尻鞘半靴に深沓靴復脛

中絶之有絇綫以為常家事靴 衍字ヵ

鞋 草鞋

草鞋と云は掬にてあみたるを結ひ着るものなるゆへ其名は草料
鞋にてはなし、これ中草鞋の名目なれは草鞋と云はず
天子並御の御には浅き履の形にて錦をもて張中は西宮
記に挿鞋至上及僧家共用之不用本は挿鞋ニ草の字衍
なるべして例の書を見るへきなれは

絲鞋

糸を以て編て履にて用ゆるなれは唯武舞人なと用ゆるなり

緒太

是は緒の太きなれは上古の殺書に云は横楴（蒲葵本字也）なと用ゆる観応二年正月

此図大磨にてあるものは燈心草なとあみて作る也

踏懸

是は舞人の足ふみあてなれは金襴なと用ひ夏はうすき絹にて
紐の總ありて上下は線踏ひ中は常の鞋中のことくに
作るなりと家と訓しは

烏皮履

禮服に用ゆ履なれは
永万元年七月廿七日山槐記曰て先烏皮鳥角黒亭
参仍相具之有赤緒襪上結之如指貫之二表裏
置深指貫ニ役注是は高くして降下は

浅履

無紋用ハ浅履ニ而今ヨリ始メテ用ヒ候ハとも若くハ未た
ハあるべく候草まで二寸ある花履ニ数浅沓ニ而外
用る履ハ無之候ハ木綫用候て木履ニ而一寸和名抄ニも記
見申候ゆへ候ハ履子の類まても勧修寺殿大納言
経房卿ハ草まで浅履を作り用ひ候ハ常ニ自稱して浅
履の正體ハ草なる古人諂諭する用ゆ浅履ハ糸状ニ而不
可用と今用草草ハ堪用ゆと常ニハ経経ニ被仰さ
せるも学ハ人の云ふ候とも此事ハ実は心中ニ而実よ
経徒のごとく靴半靴浅履皇后毛沓皆草ニ而何
陰浅沓木綫て用候とハ不浅被浅履擬する所なるべく於
時ハ不能用ゆ唯ゝ寄生出仕時用浅履ハ人ミ文若く

深沓履

和名抄深履云其深沓襪靉也と云古来深泥
中以行花不用之先入明之ニ此履東國故大納言再興
以用紫草ニ縁此よる浅深秘抄ニ

毛沓

此沓ニ重若者ニ履ニ而以第二年十月晦日毛
沓有錦花纈及花帯玉花ハ例ノ音を備ニ靴字
ニ雖此花乃此年少年々人世三位通基為中将參候
為参使日以然後造ニ而不堪まても用之候雑
云々此

鼻切履

撰抄曰鼻切出自武種為鼻又曰一康治元御禊女御
代前駈廿人為鼻切皆同葉一康治記経
前駈為鼻二行前駈鼻切出自下注若有其列歟也
可有差列以歟切似相宗恒秘伝御厨子所記今申間
以説又此云吉田説曰鼻切履と申也為鼻者
也ぬるき名にて為鼻を鼻なるより也名同と指
西宮記指懸不知ここに洪をさしかけと読也ては流通
なるまて今申は此ひかけと読は鼻なるハ今俗用不す
履は其形履鼻そのまゝ以西へ鼻と号し此
仕の履比鼻は花蔓緒の如くする結ひさる
形は是鼻緒を前より出して結ひこみて也此

鼻縄を足の指にかくる也へ不指懸の名也来は實中は
きる宜難て曰前横て何か鼻縄懸指か宗恒答
曰横は裁縫也實を以ては鼻懸縄に縫すり此縄を安
然と論は承曰山槐記為履以履説以指懸三鼻は宗恒
相伝不申の宜在は文宗恒相伝中曰為鼻は鼻なる履之
鼻なる形似為前仍以此為足切鼻なると鼻此鼻切
履之此是草とる時は切候鼻なるし鼻とへ尻切
浅出也是以緒を鼻切は浅出の鼻へ似ると申也甚此出
説露其以外難申以説
蒿第履
今京師に俗に平利世と称して其鼻を前を別に蒿第に履て

山鞍者前ニ而仍去年来宮ニ而裏立面ニ而同用件
鞍也其世細工ハ不きくより被申付候ニ而其事ニ而関奉候

山葉鞍

此者関ニ而御用奥紫束ニ而ハ未勤候

鞍

已前ハ漆ニ而蒔絵螺鈿ニ而御鍛服ニ而すもの候し所あちく注
中比ゟ及麁略ニ成候其年来無之ニ付其見候其条梯物答
相為合候ニ付其段申上候

唐鞍

異朝より来候唐之鞍ニ而古ハ宮ニ而其形而此邦不遠之也相称
唐鞍ハ治承二年写图ニ而候事遣唐使右出緒形家古候

取扱ニ而唐鞍柱殿関白秋侗ニ而当ハ不山槐記ニ唐鞍形
交無之候所其後唐鞍与見しき鏡百年ニ而ハ中古ハ史ニ
前年の鞍より八尺揃其ニ而出来表面朝鮮鞍よりハちひ
さく黒漆青貝の蒔絵唐鞍ニ而とも不ニ無鞍を欲買
候し共二三百の後老人ハ不院為代人ニ而買ニ而ハ不知候
有之条ニ而今鍛為ニ而鞍候

移鞍　一向何様之形ニ而ハ不無之候

結鞍　其も無之候

和鞍　其も無之候ハ他ニ而或ハ其ニ而用ニ而鞍ニ而も

其ニ而ハ欲

水干鞍　様之無之候

魚精地　縮地　綾地

一象嵌物ニ綾地ニ而赤銅ニ而鋳ニ推量候も赤銅
縁模赤縁を赤銅ニて作るにも而ありとも長ききりて
さはりなる事もなく縮地を精地のごとくきしたる物をやと
称し一向ニ模のごとくに

黒地　黄地　魚々子地

黒地青黒ニ保鞍ニ用ひ黄地ハ前縁地ニ用ひ魚々子地を
甲前縁地なりやと称し候也一度にて勤ニ候に

御鞍　ニ見え候に

唐鞍　異

鞍橋　和名抄久良保祢と訓しに寿永元年大嘗会

御禊行幸檀紙兵衛督参る　唐鞍ハ黒漆地鞍を用

儀範記

四緒手　和名抄考聲切韻ニ鞍　辟四反和名之保天　四緒手
橋也とて鞍唐鞍ニて其鞍のごとく四緒手鞍
を飾る事ハ甚遠きあるべし　存に

泥障　和名抄鞍障泥字鞍之岐と訓しに今ハ高麗
高麗に献寿永御禊行幸ニ檀紙兵衛督参る
鞍證半古　古もに障に

力革　和名抄逆靼紐賀良加波と訓しに名目ハ今の
鞍にはと同ようにしても泥障のつきつゝて是称ハ武蔵
泥障の鐙は掛の鞍にこうしてあらへ文て唐鞍の

諸色幷番衆袴の端に付るも説々ある論を付る事を
見る所鞍の為ニ説ありと云説もありと答ふる同
抄は図ハ此の様なるとも此まてハ其所しく革を
此かくはいくしうゑとまてハ何とも見えぬ此まてハ付
ることかくへくは革を此の形ならしくしるとも存候

大滑

おほなめと訓しはたくし流への事ハ鞍抄の図ハ二枚にて
仕るんて中は一てまき切付も此定寿永の揚源不騎信以記
記二重となんて中は二て重と中時ハ大きくつけ一ハ切付ニ鞍
抄も三重もて重ハ切付之

香蒲 只とも大縄なとを用也總ての皆鞦又付け革

まて此ハこち宮（頭）鞍抄は付る同事なる

革鞦 其形之鞍抄は

搭鐙 一向に不見勘は

鉤付

和名抄曰韉 吹音 鞍鞘也楊氏漢語抄曰 賀礼以 都久 韻會
曰雙佳反集韻鞍鞘又鞴同反鞍邊帶也正字
通曰鞍俗韉字和名抄曰考聲切韻曰鞍 辞曰反和名之保天
右字注如此俱韉字雙佳切と見えは時ハ鞍鞘て也中は
鞍鞘とや揚ハ何たるをは乃もとはこちと揚呉牡紫抄に鉤付
るとは強ふ富るは又藾同なるんやは時ハ鞍為也帶とは鞍ハ得
帯のうちやとなは此もも春頃帯由来 擬也中は剥当字

通以鞍為韉 從宮之時 和名抄云 春はへ之四緒子成
中は鞍ニ付て鞍迄常也又達は何方ニ懸(能)ケ不候は
手縄 差縄 引差縄
此之外ハ下之條々ニ記之唐鞍具之類記
此外一切之事ハ此之文書并信以記記檜扇之不宜候
一 鞍取之儀ハ書并之年信花記之條々明之二鹿
唐鞍 尾花 檜縄 鞅 表補 付瑯路 下鞍（八筋）（此糸 檀地 螺鈿 鏡 地孔雀 蓮 金 下鞍）
（洞 状 輪 二之懸之結 瑠璃 金 緑）鏡 鞍面 八方 雲珠 頭 緒 杏葉（在之 地 唐 錦 鞍 物）
駿鉈（付鈴）尾袋（淺雲珠 付鈴）帯革（秋付金之物入 草有瑠璃）腹下 大滑 蘇芳
手縄 白差縄（二筋 又）白布 網搦 唐花 錦 表 縫 帯 蘇芳
鞍覆 打鞍 覆 引差縄 之 如此 此中何ソ事も有之
之之如此

移鞍具
鞍橋 移鞍之移形ハ唐鞍ニ似たり
唐鞍之物ハ皆鞍之中 何れも不ハ唐鞍之様
唐鞍之年中ニ用ゐ候ハ何れも記此名目不見候
洞院家亀鑑ニ鞍之作ハ唐鞍之サヒツト訓を付以唐鞍
又ハ唐鞍の様とも申候ハ鞍之作鞍ハ唐鞍之者不摂
（木 森 々）林 木 林ノ地 蒔 鑞 蒔（幸）見ゆ 百川 家 海 談 蔵 は宮（せ）
畫之類も唐鞍ハ必畫竹林は以佛像之名者之鏡之
蒔は宮家は紫宸殿之書日本之近衛使随身加茂
唐鞍 雲 不見候 此唐鞍ハ大鞍文様 右唐鞍之唐鞍之
（十一月五日）負ニ唐 鞍之年 式記曰 鞍之唐鞍鋼鎹 久地ハ唐鞍文色

云〻一書ニ鞍文匙古ハサヒツ是ハ鳥文字也是を称
右筆ニは永仁六年十月廿五日伊定記云鞍図
書人治部卿宰相ニ字文移ス墨書下鞍採色鞍
又とは勘合候也は八右筆ハ鞍息出下鞍ヌ明也歟

大滑
書ニ随事ニ而用ハ革也見ル寿永信以乾記ニ

纒　同ニ可勘ニ

手綱　寿永記籐芦打物押伏組也不見ニ

鏁羈
鏁ノ事ニは四羈面字通馬絡頭ニは鞍掛ニ也文字を
金物也付也見ル事ニは推量ニ候ニ在人縄と申数ニ候

又差付之事鐙柱半ニて取を結て鐙を付申は世話
柱ニ鏁をかゝると存は何と申ん移鞍の鞍ハ差付
馬より多く申ニ不存候云〻洩ニ寿永記不見ニは寿
永記ニハ鐙鞍取と是も証云〻洩付金具古文也
不見ニは

鈴　上より中はことく移ニ鞍差付こよりちりくゑを鏁
羈ニ鐙付てもはりん歟

和鞍　ニ此ハ事也駒万不申ニ鞍の称ニ成や也らん
鞍掛ニ濃ん鞍式寿永ニ不見ん也其地ニ又寿永二年

玉紫ニは

表補　ニ勘候ニは

切付　四位以上豹皮五位以下魚皮見聞抄
大滑　不勘物也
障泥　見聞抄障泥　古説　古ハ木ニテ作ル也唐鞍図考ニ以紋
尺障泥　如名抄ニ阿不利と訓じて用何等とや
耳ふ動作物見抄ニ尺障泥とハ尺寸ニ定中也
鞦　連着　楚鞦　連ヲ綱　辻総　無見聞抄ニ
面鞦　尻の鞦のことくちちへつる鞦ニ以紋
小綱　大綱ニ對して小綱とや小大綱ニ不要ニ候
切付　和名抄曰唐韻曰韀則前反和名之太久良　鞍韀也物見抄
回切付事ー見下鞍
小豹　本草集解不載之土豹ニ付テ宗奭曰豹毛赤黄

其文黒如錢而中空比々相次又有土豹毛更無紋色
亦不甚大此各有種班能変形之物見抄日行
豹ハ中豹ヨリモ勝物之
如此ゟ土豹紋ヲ似ニ
行豹以茶注中ニ
虎　五位人用ニ見聞抄ニ
葦鹿　諒闇鞍ニ用ル見聞抄ニ宗鎮ニ勘ル候
水豹　本草集解時珍曰海中有水豹也ト云
紋六位用ニ見聞抄ニ
鐙　壺古説　半古　古説
聖徳太子壺鐙とて法隆寺宝物中有之此外宗

恒朝臣見しりける物語には鞦を当世を切てさきて
つけたる用ようて是を半許渋入唐鞍の鞦にさき
下居は物とも見へ侍れとも宝恒もは其さき渋ふくみて
絡子を見つけは例陸奥縁半番の割鞦
菊也床の続をもふ入れは縁初子兩字者一古品にて
准して古きやうなは縁初の古き鞍を多く見
舌長縄許乞とは唐鞍公乃縄よりし乃渋皮年
家藏ニ見出る古家之物也もは蒔みの出來年唐
鞦と見しきを見んとしはなるやはぬ近年は清貞夫
乘興にはやと先渋ありをとりふとの物は出編ま
恐ら移山之御意好古淫癖提自笑ほ也

轡鏡　無く馬には

手綱

藤蒔続は以て株緒鞍之人四五位緋緒六位用之也
見物男は赤皮黒は似條附緒紗用之旅ふ一定は
先例區分ふ能毛率は緒を縫出緒條白は
菱縄菊打交　蒔床白打交　山吹紫村濃縁
其他布ふそこは縄たるところみれ菊の打交は藤蒔也
白の打まぜなるふは蒔赤白は蒔赤のこき唐さき打交は
山吹は黄と紅の打交紫村濃は紫緒にはり菱縄とやは
まことの長い縄には

鞦寄　打鞦寄　織物鞦寄　遠鞍寄

鳥皮鞍褥　唐皮鞍褥

唯今武家方にて用ゆ鞍褥さるのに違ふ事なし
其鞍褥とハ表をかのこ染乃板引裏ハ蘇芳の柾
引ニ織物鞍褥表頭文紗裏青其縁皮を見
物具抄ニ治承三年四月廿五日山槐記賀茂祭使左少
将頼家頭引ニ摺綱縫青紗鞍褥有織物ニ
是ハ遠鞍褥ニ物具抄地摺物青纐纈草之鐙を
捻以色々糸唐花縫之ニ

差之縄

結其束布其束白布ニ而見物具抄ニ依見此所傳
東藤鍬差縄助物布衣抄曰指之縄其ませる浅

赤のちん之色左其右二節ニ右指之差縄ニ束のふりのこと
よりかけてつきまとえの骨せとの下まてひ
つとき乃縫結よちうてもるの右此野きさ
ちかそて乃ねちうるきるり

車図左右

此車左右前之有之今作図之ニ

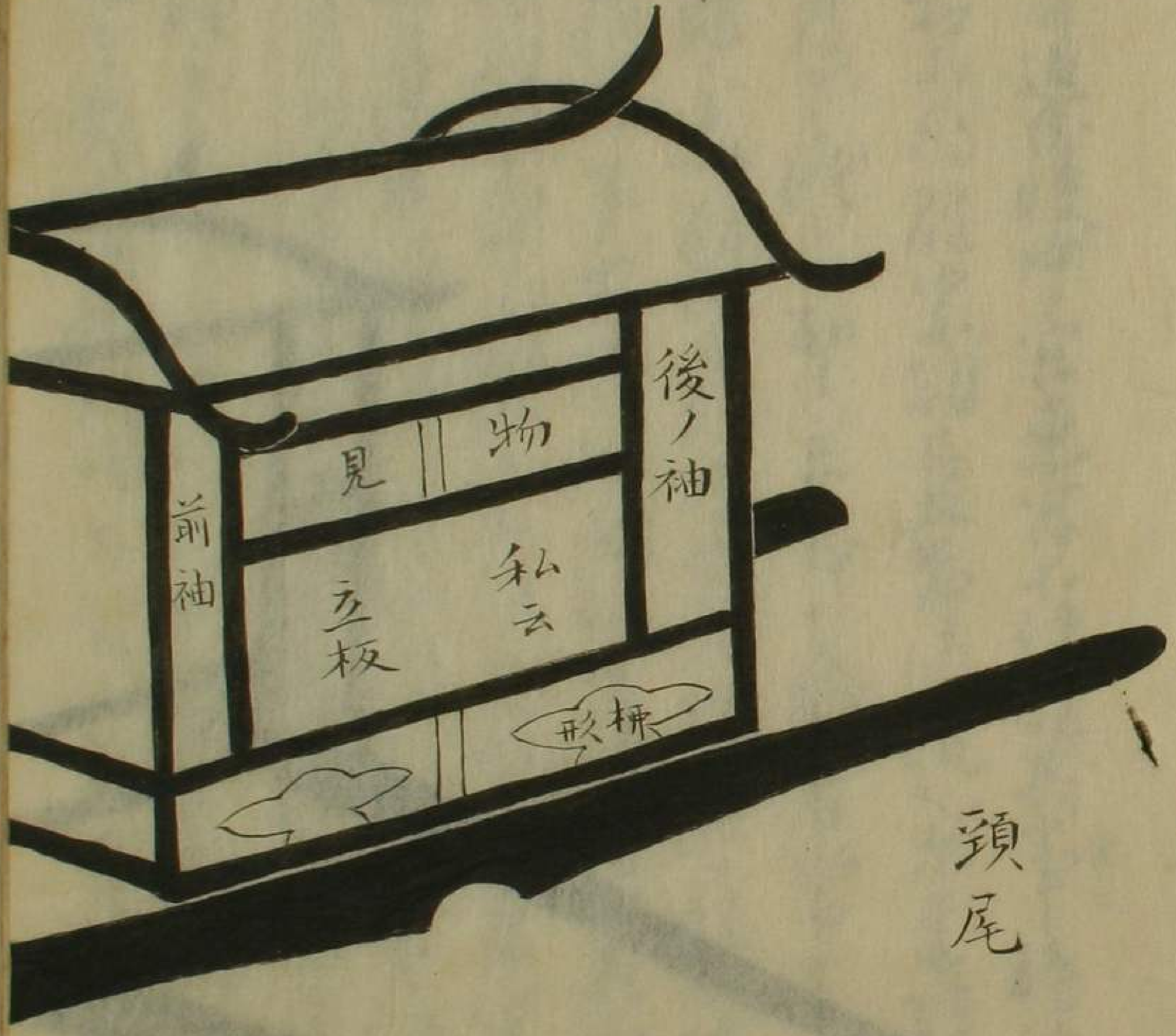

頭尾

錺車

賀茂祭日近衛使中宮東宮之使從其車[車乃]施種々風流治
承三年右少将源宗雅臣五節風流之余来従者花麗
甚無能及之儀 聖主愛之騎奢禁之甚於前
之制猶羅之以解官損無徴人情不可獨如此會以聞
甚之純因獨依多士諾所家雅臣從車治承山槐記詳哉
之全文將抄而載之仍今之注之治承四年四月十有山
槐記曰近衛使車袖前右後左立際時祭舞人袖前九後右透作茨掏風透綱代文牡丹唐草蘭
前出格子右屋付綱着蒼萃老有網棟結有路繖絲入忍紫右記之云着
後前后
車前後袖末立舞人透作毫際時祭者召清水寺我寺社
際時祭之舞人歸様桐同之舞人着青摺袍之人形也

物乃ことくにて車袖小さき之竹ニ臺八雄士裁竹設
園籬在清涼殿東庭一者裁河竹清涼殿東砌南
方長橋邊一者裁呉竹在仁壽殿前北方此裁竹ニ臺
天子毎日辰除出殿親政仍名曰此竹牧階邊
隨身之車移路河竹年退到呉竹臺下右衛門丈
竹林子の車對竹人遠竹臺北殿之物見左右殿之
人不常用之物見 勤物見者 定後小簾 仍物見之形遠遮簾
ニ三寸 牡丹唐草至簾有虫損及筆語不通
洞簾此公緒之真紫ニ緒之葵文之葵者加茂祭也
有縁簾色左緒緒用紫緒秘蔵緒也左勤源氏之
鞦緒入葉也中宮使 亮 通 盛 胡 丘 車 物見遠網代上物 之 條 丸
兄下緒蘇木緒畫網代文簾 遠 青緒 蘇芳 簾色 棟緒
蘇芳 縞 出縄 花田 竹家 鞦 緒入葉
青糸毛車
秘網代車太緒遠簾之糸毛太代遮簾以糸緒之貞
德公不竹之蘇氏四主后宮車之 蒲萄中宮之
尾眉 唐花 半蔀 檳榔毛 網代 八葉 右車
赤雛畫毛赤仍出入九条西園寺右中納言車圖繪之一条
家紫赤緒 桃花萎葉葉 と緒紋之云 世間流布之唐菊乃九条車
図教全緒此云で在所之所也大八葉小八葉太之様八葉
文有大小之分也
隨身紫緒

随身之事細書廣中入候

少随身

関白自羽林至中納言之間者不絶之随身府生子

殊随身異之流例思食等拔白自羽林至中納言中将兼

府生壱人番長随身四人或二人依叡慮二年六月十九日山槐記

同関白殿以後随身殿御番長慶賀之随身二人殿下御随

身大府生秦兼清子孫種業上下帷同清須身右

府生下毛野兼子二藍上下紅褐壊木来裾名

下毛野家ハ大概来同清花人眞下随身以下若狭掛以下

随ト存候

蛮絵袍 獅子丸鶯蘂 蛮絵有袍

蛮絵袍蛮絵布袍同物也ニ依記號蛮絵布 宝式

加布宮以宮錦蛮絵者文之袍者福 梅八布之褐者如褐衣

後帳裸者之時ハ色ハ紺蒲萄深蘇芳麹塵并柳里

ハ永治之頃ゟ府記ニ蛮絵を版候者以之右記用鷲

絵之宮錦曲園文ニ在近褐獅子丸右近熊丸或鶯蘂

兆ニ鶯蘂ニ之来府之文之天仁以来之来府之用獅

子熊丸ハ園ハ麿紙ニ而弟二年四月十七日蛮絵之近衛使

右府随身用鶯蘂丸ニ之以為記之大近来府

用獅子文例之依萬二年十二月十一日ニ而下官蛮絵之用

縫色ト又不用彩色縫ヲもちひ候ハハ

鑑代

和名抄色ト鶯ニ而色縫蒿ニ之此繊に縫之色鑑の段ニ

色帛ハ古用紺布畫衣ニ織紺紺布ニ畫繡送代
胡麻及茶色ハ其色藍緑なる今は不用也

染分襷

帛練左右列ニ分ケて染分ニ名ク出来ハ頗ル左通藤紫右通
相染行事及殺生ノ為用ル左通二藍右通萌黄緑黄
色明なる青白左通濃使用乃晴ノ用ニ或左右共用未濃

白襷襷

頭ハ襷ニ緑ヲ以テ襷横襷ヲ縫テ紫帛ニハ蜂ノ通用セり
今ハ仕ハ

葉脛巾

葉ハ草也帛ニ比ス帛ハ幅ナリ東ニテ紐の未付也
脚ニ纏ヒ巻なる廉ニ麻苧の紐付ケテ居る者の也
左様編ニテ用脛巾ハ染泥ニて纏ウ者ノ事也

福衣

鉦繁絹袍綿ナニハ

白精襷

指貫ニ離ハ相同指貫の如く離ハ実ハ斬る所ニ者
不動行ハ

塗脛巾　不動袴

錦襦褠

文獻通考曰褌褠ニ製一尚背日一歯皆紐袖露時附
今陸ノ舞ノ名紫衣ノ者ハ頭緑を入ル

袴ハ肩衣の中へきるもの左右の端あきて其纔
色の縁をつけ揚ヶにして褶襠とも申ハ頸紙を用ひ曾
皆ねりぬきのはかまにてさのみハさしひろけ中へかき
も打越染も用ひ是ハ縫の方へまくりて

摂腰

和名抄曰唐令云兼天楽器人皆着袍摂勒 於唐
敎及此間云腰摂 今も世にいふ中ハ裲襠を呼構衣のあてつし
のとして細き帯のやうなるもの綿を入らすにして
袋おしなくて表ハ紫綾裏ハ薄紫綾を縫ひ手綴の
末ハ左右へ引ほど細く紐を付て前にむすひ合縫物横甲の
縫ハ又一説横甲の下欄縫のよう縫横甲ハ紐の字結

をさへるなり

馬副装束　褐衣袴　古記

大嘗会御禊行幸扈従の馬副用ハ紺裾の褐衣範天
仁朝臣記所謂云又治暦二年来為良通不具ハ
用意可識事装束ハ一二年間下記不
裁組褐衣同襴括打衣同単衣白ちり袴 緂老懸布
帯
此事不見古記所以不云

手振装束　草鞋 緂布

仁平元年記云 手振日 手振通清勤之南渕
玉情多治久清京元清京通安清京吉岡記云
萩井中里揚部出安泰武吉綱至仁刑部緒良参

延喜如此之旨年八月寛治元年十月廿六日記曰手振巻
纓緌菜色褐衣〈同色白人々布文〉青縹纈紺單玉緒〈…〉
褐衣一幅下重萌二幅也不縫附褐衣下重袪引
衣之青末濃布單襖長二尺黄色〈…〉祐〈…〉同色
濃單衣〈…〉今襖布帯菜脛巾〈以青色菜為結緒〉其外同菜
蘇芳色在唐綾裏　菜色之勤仕

小舎人童

治承元年十一月廿日山槐記曰小舎人菜文丸濃師
丸金濃師丸方里丸以上着之…前黄褐
襖襖結紺菜紺之…着褐黄單衣色
皆百錦花〈靴〉縫及花帯下褐模同前紅菜狭褐着

褐衣上下　色皆

色皆同之褐衣上下也加寛治二年四月十七日記載邊濃
後童一双御随身小舎人童濃緑縹褐衣襖濃緑
三年十一月十七日〈…〉山槐記曰小舎人童二人褐菜
上下着衣

水干襖　脛巾

小舎人童用之例来勤仕脛巾又着…之
出褐衣之例也之例也

雑色

雑色年中行事安元二年十月廿八日玉葉曰雑色八
人皆着薄紫褐〈…〉濃打出褐黄褐青草衣送

葡萄染ニ
平礼 上ハチ 白張上下 礼緒
上ハチ礼緒ハ動作ノ次第以早年不清水縁付之山槐記曰
舎人従宗保雜色八人不揚當色白張平礼
車副 人品不動作
烏帽子ニウヘリ襖褶ニ白ヘイ無紋ノ
養和元年十二月二日女院新清和院御車記曰 玄緒
前御大納言車副車車副牛童各布衣永仁六
年八月五日御幸始行 左衛門記曰 御車副
六人褐衣蘇緋脛巾如例
牛飼

永暦元年十二月十五日山槐記曰異様車牛飼若亦
色上下出銀各之衣
居飼
人車記中ノ治承二年十二月十八日 蓮花王院供養 御幸 通供奉 玉
紫回居飼舎人紫末濃紅志褶襖布白襷 烏帽子上葉皆
馬部 メブトニ
右馬寮ノ下司也卅人皆寮式以延喜寮式曰 細礼 甚草 衣
襖子 襖不領 帛汗衫各一領調布褶一腰細布一條長一丈
諸司織横中官諸受 此等行幸ノ時ノ着 細調布祀襷
飼丁
飼丁ハ寮ノ雑省昌等雑色丁ノ寮ハ馬寮下司也寮式曰

元組ら十疋中ら五疋之馬廿疋牛五頭毎年四月十
一日始綱青草十月廿一日以後綱乾草 馬日二束半牛二束到二十斤二兩 毎疋綱
丁ら引丁人以米廿元紀則青草丁英綱牛丁熟七結
以人兼充仕丁丁戸令所謂男廿一為丁以一字紫染式
白袴袍調布襖草帯布襪脛巾
子幞頭
布綱紫染

夜話抄第二ころ長秋記云元永三年四月の事ニ文ニ曰四月始開て行月もち六月二十六日太政大臣家大饗ニ分ト小行ル文也今年長永三年鶏上の鳥類叙の条ニ記すとあし

錦帽子
天永四年正月十二日長秋記曰烏帽子ウワヲカケリ其上
着錦帽子又ウワヲカカリ結緒有縁
也私以烏帽子のうへて錦帽子を着て其上より緒をとう
来てかくワラし結ひつけ帽子れ載結ふ事ニ候

葉纈袴之
天永四年長秋記云布綱紫染蘇芳衣錦帯乱文紫纈説
文纈也とて纈々ハ纈ハ結ノ染ナリ
白布襖
長秋記曰烏帽襖出衣云
行縢
和名云加波波岐之長秋記然ハ行縢用ヒシニ
犬綱紫染
長秋記云布綱大綱紫染旅行紀ニ勤也以外必ヲ不同以
元紫紫染草帯布ニ以僕長秋記注載布綱紫
染ニテ紀至大綱紫及以下云々古記ニ為證可

宝永八年ニ此年正徳ト改元

以傳受之勘也記之不家門以外之他者不為指南

右一冊因問同聊令異見意寿典以籍二十余年今迄
段不免推量未知之間学此編而流布可驚然以
帰府在途而及清書畢草稿畢之而秘
写家之秘述指要申而勿令外見

宝永辛卯正月十五日

野宮定基卿
松堂御人

此一冊正徳二年三月七於灯下校合畢 此本松田道格抱
兼之草藁為雑執兼切直道格猶又新井氏
之御校筆之家遂清書之遣之候松田氏所持猶之

本家写校畢 此本新井氏所持一三冊之内令
井氏一本松田氏一本之英不持謀了秘秘天下通
例之八日写清讀人手録

干時正徳二年三月七日

荒川元英

此書雖為秘傳拝要淳風傳勿外家遠相写之一校畢

干時正徳第二之歳林鐘鮑秋上衛之

八里雪明

山口宝暦第十一巳六月下之五日写

中川定鈴

頁隆按此跋ヲ考巻
首ノ注記ニつけ玉ふる書
は小宮山昌世ノ野宮定
基卿ニ疑問を求めを
ニ答ヲ記して寄られて
今ハ古識玉ひ取て探
新なり東都ニて求
得る書にて写を傳
前の諸本ハ玉ひ取ハ
此本ニ藏下ミおつ
いとと浅くて新筆
書写ひ四年を経て
あひとも法元ハ公
ふまへとなりあり

安永二癸巳十月

石川氏 源義方

此書ハ源義方か蔵本をかりてうつしぬこのおく
新井白石といふ書一冊ありもと何とも名なき書にて
乃ちわかちて二冊とし初めて佐紀の名を付て佐紀
白石とし小識後筆集又識后何とやらん新井白石に
ありつる此書ハよりて小宮山昌世と云人京都にて求め
得て書写ちる事成定道統か新井氏と呼宮殿の白石
の書ハ是非すへしと称する事の他とふき筆にてよりて新をも
讃の新井白石を写すと思ひ人是等の説はいと怪しと存て
おもふ事は書とも新井白石の御宮殿すつけ今新ならひ
新井君の名附しにて凡後世の人のうへる流ち見ちきて筆
新井氏のよしことも世事まったくうつしこみのあまりつくそ情
そのあるあやまりなく世の史き此いひあるにして時々書え居筆
うせうろういはむくしきるかあり